

岐阜県公報

第 四 十 八 号
令 和 元 年 十 月 十 八 日

(金 曜 日)

目 次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知
道路の区域変更

(治 山 課) 三〇五
(道 路 維 持 課) 三〇六

公 示

県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定
公共測量の実施
公共測量の終了
土地改良区役員の退任及び就任

(農 地 整 備 課) 三〇六
(用 地 課) 三〇六
(同) 三〇七
(岐 阜 農 林 事 務 所) 三〇八

告 示

岐阜県告示第二百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和元年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
郡上市白鳥町長滝字西ノ腰二三三の二、二三三の三
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	垂井坂線	不破郡垂井町府中宇丸山 二八三〇番一地从先から 同 郡同 町同 字同 二八二五番一地从先まで	後 前	二〇・一 二五・三	一三〇・五 一三四・五	

公 示

○県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の緊急耐震工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該緊急耐震工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間

松 尾 地 区

岐 阜 市 役 所

令和元・二〇・一八から
一〇・一九まで

○公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所

二 作業種類

公共測量（数値地形図データ作成）

三 作業期間

令和元年七月二十三日から
令和二年二月二十八日まで

四 作業地域

大垣市、郡上市、不破郡垂井町及び不破郡関ケ原町

○公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

三 作業期間

令和元年十月七日から

令和二年一月三十一日まで

四 作業地域

郡上市及び高山市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により防衛省東海防衛支局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

防衛省東海防衛支局

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

令和元年九月十三日から

令和元年十一月二十九日まで

四 作業地域

各務原市

○公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったた

で、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

令和元年九月十七日から

令和二年三月十九日まで

四 作業地域

下呂市

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により大垣市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

大垣市

二 作業種類

公共測量（基準点管理）

三 作業期間

令和元年八月八日から

令和元年九月二十日まで

四 作業地域

大垣市

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和元年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名 退任年月日 役名 氏 名 住 所

各務用水土地改良区 令和元年 理事 熊澤 富夫 各務原市那加前野町三丁目五五番地

就任した役員

土地改良区名 就任年月日 役名 氏 名 住 所

各務用水土地改良区 令和元年 理事 川嶋 綱男 各務原市那加前野町四丁目 六番地

令和元年十月十八日発行

発行者 発行所

岐阜市数田野南二丁目一番一号 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社